

V. 制度運営の見直し

1. 保険者機能の強化

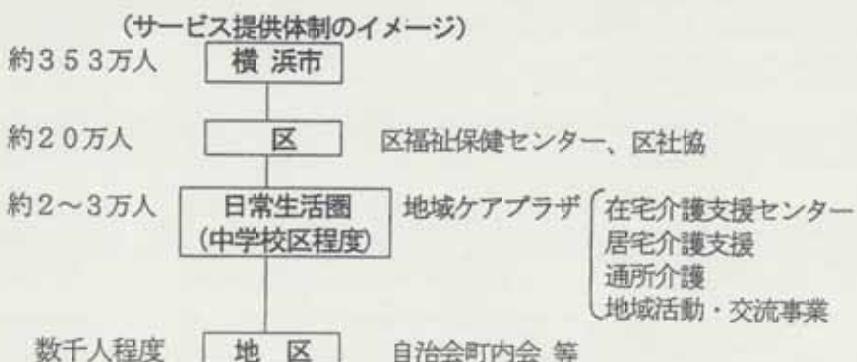
- 市町村が「保険者としての機能」をより発揮できるようにするため、以下の点について見直しを行う。
 - ① 被保険者に対する情報提供の充実
 - ② 給付に関する保険者のチェック機能や政策評価機能の強化
 - ③ 市町村への「事業所の立ち入り権限」の付与
 - ④ 保険者の共同事業の実施、事務委託の整備

2. 事業計画、基盤整備の在り方

- 市町村の事業計画策定においては、①利用者の「生活圏域」単位に整備すべきサービスを定めるとともに、②介護サービス以外の施策に関する事項も盛り込む必要がある。
今後の基盤整備についても、従来のような個々の施設を対象とした「点」的な整備ではなく、「生活圏域」を単位とし、地域の多様性を活かした「面」的な整備を中心していく必要がある。

〈横浜市における地域ケアの取組み〉

- ・保健・福祉サービスを身近な場所で総合的に提供する施設として「地域ケアプラザ」を中学校区程度の地域ごとに1ヶ所ずつ整備する計画(18行政区ごとに1ヶ所)。
- ・H16年1月現在、96ヶ所が運営。管理運営は社会福祉法人に委託。今後は、医療法人等にも委託対象を拡大予定。



VI. 見直しの進め方

- 制度見直しに当たっては、①地域の基盤や実施体制の整備に一定の準備期間を要する項目と、②サービスの適正化や保険財政の健全化の観点からできる限り速やかに実施すべき項目に区別して、施行スケジュールを検討する必要がある。

第3 被保険者・受給者の範囲について

1. これまでの経緯

- 介護保険制度において「被保険者・受給者の範囲」をどうするかは、当初から大きな論点の一つであった。検討時から様々な議論が行われる中で、老人保健福祉審議会・最終報告では「65歳以上の高齢者」とされた。
- その後与党内の論議を経て、最終的には「老化に伴う介護ニーズ」に応えることを目的として、「40歳以上の者」とする現行制度がとりまとめられた。それと合わせて、法附則第2条で、この問題は施行後5年の見直し検討の課題の一つとして掲げられた。

2. 問題の所在

- 今回問われているのは、「被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるべきかどうか」という問題である。この問題は、介護保険制度のみならず、障害者施策の在り方などに大きな影響を及ぼす。

(1) 介護保険制度との関わり

- ① 「被保険者の範囲」と「受給者の範囲」は厳密には異なる問題ではあるものの、「負担」と「受益」は連動するのが基本であるので、両者は実際上は「表裏の関係」にある。
- ② 対象年齢の引き下げは、「老化に伴う介護ニーズ」への対応という制度の基本骨格の見直しにつながる。現行制度では、第2号被保険者の給付は「15の特定疾病」に限られているが、40歳未満への対象年齢の拡大は、こうした「介護原因に関する制限」の見直しに連動するものである。
- ③ 財政面では、対象年齢の引き下げは「制度の支え手」の拡大を意味している。なお、若年者の保険料負担の趣旨としては、現在は「世代間扶養」を中心であるが、仮に若年障害者へ適用するとするならば、「同世代間支援」の面が強くなる。

(2) 障害者施策との関わり

- ① 現行では、65歳以上の「高齢障害者」は、介護保険制度を優先して適用した上で、介護保険制度でカバーしていないニーズは障害者施策からサービスを提供する仕組みとなっている。
対象年齢の引下げは、基本的に同様な形で、64歳以下の若年障害者について介護保険制度を適用することを意味している。
- ② 仮に介護保険制度を若年障害者に適用する場合には、障害者施策との関係では、障害者の特性に対応した介護サービスの内容やケアマネジメントの在り方、介護以外の就労支援等のサービス提供の在り方などが具体的な論点になってくる。

3. 介護保険部会における審議状況

- 介護保険部会においては、積極的な考え方と慎重な考え方について分かれており、現時点では「両論併記」とした。

(1) 積極的な考え方

① 「介護ニーズの普遍性」の観点

- 介護を必要とするすべての人が、年齢や原因、障害種別等を問わず、公平に介護サービスを利用できる「普遍的な制度」への発展を目指すべき。諸外国の介護制度においても年齢や原因により区分する仕組みとはなっていない。

② 「地域ケアの展開」の観点

- 介護保険制度が目指す「地域ケア」の方向は障害者福祉においても共通する基本理念。地域ケアにおいては、年齢や障害種別によってサービスが分断されるべきでない。

③ 「介護保険財政の安定化」の観点

- 制度の支え手を拡大し財政安定化の対策を講じることは制度の「持続可能性」を高めることにつながる。

④ 「障害者施策の推進」の観点

- 障害者に対するサービスを社会連帯を理念とする介護保険制度の対象とすることにより、障害者福祉を国民がより身近な問題として受け止める契機になる。また、地域や個人によるサービス利用の格差が縮小するものと考えられる。

(2) 慎重な考え方

① 「保険システムに馴染むのか疑問」との観点

- 若年者が障害者となる確率は低く、障害の原因が出生時やそれより前であることが多いことから、保険システムには基本的に馴染まないのではないか。

② 「保険料負担の増大」の観点

- 若年者にとって新たな負担が課されることになり、介護保険料や国民健康保険料の未納や滞納が増えるおそれがある。また、これまで税で賄われてきた福祉サービスを保険方式に切り替えることは、負担を安易に企業に転嫁するものである。障害者福祉サービスについて、支援費制度のように支給限度額などの仕組みがないままに介護保険制度に組み入れていくこととなれば介護保険にも大きな混乱を招くおそれがある。

③ 「現行サービス水準の低下不安」の観点

- 現に支援費サービスを利用している障害者にとって、介護保険制度の要介護認定や支給限度額の仕組みが適用されることにより、利用できるサービス量が減るおそれがある。

④ 「時期尚早である」との観点

○ 支援費制度の導入からまだ1年余であり、まず、制度の効率化や給付の公平化等の改善策の検討が優先されるべきである。また、ケアマネジメント体制の確立等に時間を要することから、受け皿の準備が十分でない現状では時期尚早である。

(3) 今後の進め方

○ 当部会では「被保険者・受給者の範囲」の問題について現時点では一定の結論を得るには至らなかった。このため、この問題については、国民的な論議をさらに深める観点から、今後、当部会において引き続き議論を進めていくこととする。